

第4節 刑事訴訟実務の改善への取組

逮捕勾留された被疑者が弁護人の援助を受ける権利は憲法が保障する人権である。逮捕勾留された被疑者にとって、弁護人の援助を受ける第一歩は、弁護人との間の秘密接見交通権の確保にある。ところが、刑事訴訟法第39条第3項の指定権を濫用して不当に接見を妨害される場合がある。不当な接見妨害に対抗する主な弁護活動は、その場での抗議であり、準抗告の申立て等の刑事手続内での是正である。これらの方法によって是正できなかった場合や、是正されたが、事後的に責任を追及するのが国賠訴訟である。

1 接見妨害に対する国賠訴訟の状況

弁護士による国賠訴訟の取組みで日弁連が把握しているものは、以下の一覧表のとおりである。これらの訴訟は捜査官による接見妨害を減少させるための成果を挙げてはいるが、依然として捜査官による被疑者と弁護人の接見に対する指定権行使が濫用されるケースがある。

接見妨害国賠訴訟（確定勝訴事件）状況

(2012年4月1日現在)

事案発生都道府県	当事者（原被告等）	訴訟結果（経過）	原告弁護士の請求原因要旨
大阪府	原告:杉山彬(弁) 被告:大阪府	S40.11.8 訴提起(請求額20万円) S55.3.14 原告勝訴確定(国に対して10万円認容)	大阪府布施署で接見を申し入れたところ、司法警察職員が応対し、指定権を行使して接見に関し日時等の指定をせず、具体的指定書の持参を要求するのみで、4時間にわたり侮辱的発言を浴びせ、また暴行を加えて負傷せしめ、接見を拒否。
富山県	原告:浅井正(弁) 被告:国・富山県	S48.10.8 訴提起(請求額100万円) H3.5.10 原告勝訴確定(国に対して5万円認容)	接見を申し入れたところ、指定要件がないのに拒否されたため、準抗告申立てをなし認容された(書類物の授受拒否もあり)(接見申入れ場所は富山県魚津警察署)。
北海道	原告:太田勝久(弁) 被告:国	S60.6.18 訴提起(請求額100万円) H5.5.19 原告勝訴確定(60万円認容)	代用監獄札幌方面白石警察署で接見を申し入れたところ、方式問題、指定時間の問題等をめぐり、数回にわたり接見妨害・接見拒否をされた。加えて準抗告の認容決定があったにもかかわらず、なお指定書持参の方式を強要した。
福岡県	原告:上田國廣(弁) 被告:国	S61.3.10 訴提起(請求額200万円) H12.2.22 原告勝訴確定(30万円認容)	代用監獄博多警察署において接見妨害を受け、準抗告の認容決定があったにもかかわらず、なお指定書持参の方式を強要した。
福岡県	原告:尾崎英弥(弁)田邊匡彦(弁) 被告:福岡県・担当警察官	S61.3.10 訴提起(請求額各々50万円、計100万円) H6.2.21 原告勝訴確定(10万円認容)	代用監獄福岡県八幡警察署にて逮捕後勾留前の被疑者に接見を申し入れたが、接見時間をことさら遅滞させたり警察官が弁護士を署外へ排除したりした。
京都府	原告:若松芳也(弁) 被告:国	S61.7.14 訴提起(請求額20万円) H元.5.16 原告勝訴確定(全額認容)	接見指定の要件がないにもかかわらず、具体的指定書の持参を要求され、接見を拒否された(代用監獄での接見申入時間は午前8時40分頃、検察官は午前9時30分からの指定をなし、指定書持参を要求)。
福岡県	原告:江上武幸(弁) 被告:福岡県・刑事課長	S61.12.23 訴提起(請求額100万円) H5.11.16 原告勝訴確定(5万円認容)	任意取調べ中の被疑者との接見を妨害拒否した。
愛知県	原告:伊神喜弘(弁) 被告:国・愛知県	S62.1.13 訴提起(請求額100万円) H5.5.27 原告勝訴確定(対国)(国に対して12万円認容) H12.3.17 原告敗訴確定(対県)	午前8時40分頃代用監獄愛知県警察本部留置場に接見に赴いたところ、指定の要件がないのに指定書持参を要求され、準抗告も拒否ではなく方式の問題にすぎない」として棄却された。やむを得ず指定書を受け取って接見に赴くも釈放後で接見できなかった。
福島県	原告:佐々木廣充(弁) 被告:国	S62.1.17 訴提起(請求額100万円) H5.4.27 原告勝訴確定(40万円認容)	代用監獄福島警察署の留置場において、接見指定の要件がないにもかかわらず、指定書持参がないとし接見を拒否され、準抗告も当初の3回は棄却、4回目の準抗告で取り消された。

事案発生都道府県	当事者(原被告等)	訴訟結果(経過)	原告弁護士の請求原因要旨
福島県	原告:齊藤正俊(弁) 被告:国	S62.1.17 訴提起(請求額100万円) H5.4.27 原告勝訴確定(20万円認容)	代用監獄福島警察署において、接見指定を口頭で受け、接見中指定書持参方式に従わない(接見後指定書を取りに来いと検察官は要求)として接見を途中で中止させられた。
愛知県	原告:伊神喜弘(弁) 被告:国・愛知県	S62.6.5 訴提起(請求額120万円) H6.8.26 原告勝訴確定(対国)(国に対して12万円認容) H12.3.17 原告敗訴確定(対県)	現に指定の要件がないときに、代用監獄の係員より一旦許可されたが、接見中に指定書がないことを理由に被疑者を接見室から連れ出され、接見を終了させられた。
千葉県	原告:被疑者一名 被告:千葉県	S62.9.16 訴提起(請求額360万円) H3.1.28 原告勝訴確定(100万円認容)	逮捕当日、取調べ中との虚偽の理由で接見拒否した上、午後7時に至り執務時間外との理由を附加して接見拒否された。
埼玉県	原告:幣原 廣(弁) 被告:国	S62.12.24 訴提起(請求額100万円) H8.3.8 原告勝訴確定(20万円認容)	指定の要件がないのに、指定書を持参しない限り会わせられないとして、接見拒否された。
奈良県	原告:川下 清(弁) 被告:国・検察官	S63.10.8 訴提起(請求額100万円) H5.10.28 原告勝訴確定(30万円認容)	昭和60年10月、原告からなされた2名の被疑者(A)、(B)に対する接見申込みに対し、(A)具体的指定書の持参要求をなした上、代用監獄奈良西警察署から奈良地方検察庁までの出頭を要求された。書物及び衣類の授受についても同様の方式を強要された。なおこの時点で取調べ等はなく指定の要件はなかった。(B)具体的指定書の持参要求をなした上、代用監獄奈良警察署から、奈良地方検察庁までの出頭を要求された。弁護人選任届用紙、弁護人の名刺、事件の準抗告申立書及び報告書の写しの授受についても同様の方式を強要された。についての接見及び書類等の授受禁止処分に対する準抗告で、奈良地方裁判所は原告を救済した。(B)救済決定後の接見及び書類の授受についてもなお妨害行為を継続した(この点が当該検察官個人をも被告とした主たる理由である)。
三重県	原告:鈴木顯蔵(弁)蔵富恒彦(弁) 被告:国・検察官	S63.12.2 訴提起(請求額鈴木顯蔵(弁)に50万4630円、蔵富恒彦(弁)に50万円) H7.9.28 原告勝訴確定(鈴木顯蔵(弁)に3万4630円、蔵富恒彦(弁)に23万円認容)	昭和63年11月22日の時点で、2名の弁護人が接見の申入れ、終日再三にわたり指定するか否かについて協議を電話でなしたが、検察官は回答せぬまま放置した。そのため、夕刻接見拒否処分の救済を求めて準抗告の申立てを行った。申立人がたまたま原告蔵富のみであったところ、蔵富についてのみファクシミリで接見指定。指定すらされなかった原告鈴木が再度準抗告の申立てを行った。検察官は指定に関する協議を全くなさないまま、一方的に22日午後11時59分、原告鈴木に対する具体的指定書(24日午後3時から4時の間に15分間指定する内容であった)をファクシミリ送信した(23日は祭日であった)。後日の調査で22日には具体的な取調べはなく、指定の要件がそもそも存在しないことが判明した。なお、訴訟提起後に、弁護人の弁護活動及び接見妨害国賠訴訟の提起に対し、検察官としてあるまじき発言があったので、その点についてもさらに訴訟(第2次)を提起した。
大阪府	原告:中道武美(弁) 被告:国・検察官	H元.2.3 訴提起(請求額100万円) H4.6.12 原告勝訴確定(10万円認容)	昭和63年5月、検察官に対し接見の申入れをしたところ、ファクシミリでの具体的指定書の送信を強要され、指定の要件がありえない場合であったので、その旨抗議すると協議を一方的に打ち切り、その後、代用監獄大阪府港警察署で直接接見の申入れ及び弁護人選任届の授受の要求をするも、具体的指定書の持参がないことを理由に、いずれも拒否された。
千葉県	原告:梶山公男(弁) 被告:国・千葉県	H2.5.30 訴提起(請求額国及び千葉県に対して各30万円) H9.9.26 原告勝訴確定(国に対して15万円認容)	千葉県大原署、茂原署に留置された被疑者との接見に関し、指定書の不持参、検察官の事前の同意のないこと、弁選が地検に提出されていないこと等を理由に接見拒否、接見制限のなされた事案。また、被疑者に対し、原告を解任するように働きかけた。

事案発生都道府県	当事者(原被告等)	訴訟結果(経過)	原告弁護士の請求原因要旨
東京都	原告:内田雅敏(弁)及びA(被疑者) 被告:東京都	H3.5.9 訴提起(請求額原告A、同内田につき各100万円) H12.6.13 上告勝訴確定(原判決破棄。原告Aに10万円、同内田に8万円認容)	デモに参加していた被疑者は、東京都公安条例違反の容疑で逮捕された。被疑者に接見しようとした弁護士が実力で阻止され、初回接見が妨害された。午後4時30分頃から午後6時にかけて再三接見を申し入れたが、警備課長が翌日午前10時以降に指定した。
広島県	原告:胡田敢(弁) 被告:国・広島県	H4.4.22 訴提起(請求額100万円) H9.12.26 上告勝訴確定(国に対して1万円認容)	原告は代用監獄に拘置されていた被疑者の弁護を引き受け、午後0時45分ごろ被疑者拘置中の警察署に赴き30分間の接見を求めたところ、警察官に照会された検察官は「午後1時から取調べ予定がある」との理由で時間調整の検討をせず接見を拒否した。
岐阜県	原告:尾関恵一(弁) 被告:岐阜県	H5.12.28 証拠保全申立て H6.2.25 同決定	当番弁護士として代用監獄で面会中、留置係長に盗聴された。
東京都	原告:長谷川直彦(弁) 被告:東京都	H5.6.16 訴提起(請求額100万円) H7.3.28 原告勝訴確定(20万円認容)	被疑者の起訴後に弁護士として相弁護人と共に警視庁に接見に赴いたが、捜査官(警察官)から法令上の根拠、合理的根拠なく弁護士2人一緒に接見は認めないとして接見の妨害を受けた。
香川県	原告:荻原統一(弁)桑城秀樹(弁) 被告:国	H7.8.8 訴提起(請求額各原告に30万円) H8.7.15 国が請求を認諾	公訴提起後の接見を、検察官からの何らかの指示により刑務官が妨害した。
東京都	原告:伯母治之(弁)児玉晃一(弁) 被告:国	H9.4.30 訴提起(請求額1862万1000円) H14.3.27 原告勝訴確定(伯母(弁)のみ25万円認容、その余棄却)	伯母弁護士のケースは、検察官が代替期日の指定もせず取調べ予定を理由に接見を拒否し、裁判官が明白な違法を看過して準抗告を棄却した。児玉弁護士のケースは、検察官が指定の要件もないのに、3度にわたって接見指定をなした。
東京都	原告:佃克彦(弁) 被告:国	H9.5.21 訴提起(請求額126万円) H11.3.23 原告勝訴確定(35万円認容)	別件で起訴、勾留中に、任意の取調べを理由に接見を妨害した。
岐阜県	原告:美和勇夫(弁) 被告:国	H10.8.26 訴提起(請求額50万円) H16.6.10 原告勝訴確定(30万円認容)	裁判所構内で文書の授受を申し入れたところ、裁判官が接見禁止決定を理由に拒否した。
大阪府	原告:高見秀一(弁) 岡本栄市(弁) 被告:国	H10.12.25 訴提起(請求額各原告に1000万円) H12.5.25 原告勝訴確定(各原告に100万円認容)	拘置所に在監中の被告人との間の信書を拘置所が校閲し、かつその要旨を記録化して保存した。さらに検察官がこれを照会し、拘置所より回答を得て、裁判所に対し、接見禁止請求の資料などとして提出した。秘密交通権を侵害するもの。
大阪府	原告:篠原俊一(弁) 被告:大阪府	H10.12.25 訴提起(請求額150万円) H13.2.23 原告勝訴確定(40万円認容)	労働事件の被疑者に接見する目的で警察署敷地内に入ろうとしたところ、入口付近で警察官が立入禁止を理由に敷地内への立入りを実力で阻止するという接見妨害を行い、さらに敷地内に入ろうとした原告を押し戻し、転倒させた。
東京都	原告:福山洋子(弁) 被告:東京都	H11.10.26 訴提起(請求額100万円) H12.12.10 和解(東京都は、捜査・留置業務分離原則を定めた被疑者留置規則の昭和55年3月13日改正(同年4月1日施行)の趣旨を周知徹底し、弁護士からの接見申出に対し速やかな接見が実現するよう努める)	代用監獄勾留中の被疑者との接見につき、捜査担当者と推定される権限を全くもたない警察官が傍若無人な対応により妨害した。
大阪府	原告:後藤真人(弁) 被告:国	H14.11.25 訴提起(請求額1100万円) H19.4.13 原告勝訴確定(110万円認容)	控訴審において証拠として採用されたビデオテープ(裁判所の許可を得て複製)を再生しながら被告人と打合せを行うため、ビデオテープ再生装置を持参し、接見を申し入れたところ、「保安上の観点」を理由に、再生するビデオテープの全部について検閲しなければテープを再生しながら接見することは認められないと拒否された。

事案発生都道府県	当事者（原被告等）	訴訟結果（経過）	原告弁護士の請求原因要旨
千葉県	原告:左近允寛久(弁) 被告:千葉県	H15.12.24 訴提起(請求額330万円) H18.2.28 原告勝訴確定(11万円認容)	任意取調べ中でかつ身柄拘束後初回の接見において、副検事から直ちに接見させるように指示があったにもかかわらず、捜査官が「被疑者の収監等に時間がかかる」と虚偽の事実を告げて接見を妨害した。
鹿児島県	原告:井上順夫(弁) ほか10名 被告:国・鹿児島県	H16.4.16 訴提起(請求額原告1名につき各々1100万円) H20.3.24 原告勝訴確定(原告1名につき各々50万円認容)	検察官及び警察官が、選挙違反事件で勾留されていた被疑者・被告人の取調べの際に、弁護人との接見内容を聴取し、さらにこの内容を供述調書に録取した。
東京都	原告:宮原一東(弁)及び被疑者一名 被告:東京都	H16.4.28 訴提起(請求額383万0230円) H18.11.30 原告勝訴確定(弁護士6万円、被疑者12万円認容)	交通違反により逮捕された被疑者の初回接見につき、深夜に及ぶまで接見を求めたが、捜査官が取調べ中であることを理由に拒否した。なお、本件では被疑者自身も逮捕の違法性及び弁護人との接見妨害に対して損害賠償請求をしている。
京都府	原告:永井弘二(弁) 被告:京都府	H17.1.26 訴提起(請求額150万円) H18.11.29 原告勝訴確定(20万円認容)	既に起訴されていた事件について、別の事件の任意捜査として行われていたポリグラフ検査中に接見を申し出たところ、警察官が「ポリグラフ検査をしているので待ってほしい」として接見を拒否した。
東京都	原告:野辺博(弁) 被告:国	H17.11.5 訴提起(請求額10万円) H18.8.29 原告勝訴確定(10万円認容)	東京拘置所の職員に対して接見受付時間内に接見を申し出たが、休憩開始までに3分程度しか確保しなかった。
広島県	原告:久保豊年(弁) 被告:国	H18.3.30 訴提起(請求額220万円) H21.1.14 原告勝訴確定(控訴棄却、22万円認容)	被疑者との接見を申し出たが、取調べ中との理由で接見を拒否され、接見調整義務の存在すら拒否して接見させなかった。
佐賀県	原告:富永洋一(弁) 被告:国	H19.9.28 訴提起(請求額160万円) H22.2.25 原告勝訴確定(控訴棄却、15万円認容)	佐賀少年刑務所に収容中の被告人に対し、被害者へのお詫びの文書を書くための便箋及び封筒を差入れようとしたところ、同刑務所長制定の達示に基づき、佐賀少年刑務所会計課長及び窓口担当に拒否された。
神奈川県	原告:小川光郎(弁) 被告:国	H19.10.30訴提起(請求額:120万円) H21.12.21和解 (東京地方裁判所は、「接見交通権が憲法の保障に由来する重要な権利であることに鑑み、弁護人又は弁護人となろうとする者から裁判所構内における被疑者との接見の申入れがあった場合には、原則として速やかに接見が実現されるべきものと考え」と示した)	川崎簡裁に勾留質問のため押送された被疑者との接見を求めたところ、簡裁書記官より「前例がない」、「接見の時間も場所もない」として拒否された。
東京都	原告:吉田秀康(弁) 被告:国・東京都	H19.12.18訴提起(請求額:333万1720円) H23.11.11和解	被告人が留置施設に収容されている間に、弁護人が被告人の所持品の交付を求めたのに対し、担当検察官が留置担当官に指示し、宅下げを拒否した。
京都府	原告:谷山智光(弁)及び被疑者一名 被告:国	H20.6.16訴提起(請求額:各原告に330万円) H22.11.2原告勝訴確定(上告不受理、被疑者22万円認容)	逮捕勾留された被疑者(当時未成年)の取調べの際、担当検察官が弁護人と被疑者の信頼を破壊する発言を繰り返したことにより、接見交通権が侵害された。